

一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会定款（以下「定款」という。）第4条の規定に基づき、一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会（以下「この法人」という。）の会員及びその配偶者の福利厚生並びに退職した会員及びその配偶者に対する共済事業その他の給付事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(給付の種類)

第2条 給付の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 医療給付
- (2) 退会給付
- (3) 表彰給付

第2章 給付

第1節 医療給付

(給付の対象)

第3条 60歳以上の退職会員（配偶者会員、継続会員含む。）及びその配偶者が、保険医療機関（保険薬局及び柔道整復師を含む。以下同じ。）及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）から療養を受けた場合は、医療費を支給する。

(給付の始期及び終期)

第4条 前条に定める給付は、給付の対象とされる者が60歳に達する日の属する月の初日（60歳を過ぎて65歳までの間に給付を希望した者及びその配偶者は、その希望した年齢の属する月の初日）から適用を開始し、資格を喪失するに至った日（70歳に到達した日、1日生まれは、前月末日の日。）の属する月の末日をもって終わるものとする。ただし、60歳を過ぎて65歳までの間に給付を希望した者及びその配偶者は、その希望した年齢の属する月から起算して10年後の応当日の属する月の末日（1日生まれは、前月末日の日。）とする。

(給付の額)

第5条 第3条の規定により支給する医療費の額は、療養及び訪問看護に要した費用から健康保険法その他国又は地方公共団体の法令に基づき支払われる額（附加給付等が行われる場合はその額を含む。）を控除した額が、1件につき5,000円を超えた場合、その超えた額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て

るものとする。

- 2 前項における給付の額は、退職会員（配偶者会員、継続会員含む。）及びその配偶者それぞれの一会計事業年度（毎年4月給付分から翌年3月給付分）に給付する額が100,000円を超える場合は、100,000円を限度とする。

第2節 退会給付

（退会給付の種類）

第6条 この規程による退会給付は、次のとおり区分する。

- (1) 退会一時金
- (2) 配偶者退会一時金

（退会一時金）

第7条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、会員又はその者の配偶者（配偶者がいないときはその者の遺族）に退会一時金を支給する。

- (1) 現職会員が死亡したとき。ただし、掛金納付期間（会員に関する規程第9条第1項に規定する期間。）を満了する前に死亡した場合において、その者の配偶者が配偶者会員となることを申し出たときを除く。
 - (2) 配偶者のいない退職会員が、60歳に達するまでの間に助成を受けることなく死亡したとき。
 - (3) 退職会員が60歳に達するまでの間に死亡したことにより、継続会員となった者が、60歳未満で助成を受けることなく資格を喪失したとき。
 - (4) 退職会員が60歳を過ぎて65歳までの間に給付を希望した場合において、その希望した年齢に達するまでの間に死亡したことにより、継続会員となった者が同様に助成を受けることなく資格を喪失したとき。
- 2 夫婦とも現職会員である者が退職し、退職会員となったときは、次の各号の区分により、当該それぞれの者に退会一時金を支給する。
- (1) 夫婦の一方が退職した場合、後から退職することとなる者。
 - (2) 夫婦が同時に退職した場合、妻である配偶者。
- 3 現職会員である者が、年齢にかかわらず任意で退会の申し出をしたとき。
- 4 第1項及び第9条に規定する遺族とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。）第2条第1項第3号に規定する遺族をいう。

（退会一時金の額）

第8条 前条の規定により支給する退会一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

- (1) 前条第1項及び第2項に掲げる者は、その者が納付した掛金に相当する額。
- (2) 前条第3項に掲げる者は、その者が納付した掛金の100分の50に相当する額。

（配偶者退会一時金）

第9条 配偶者会員が、60歳に達するまでの間に助成を受けることなく資格を喪失したときは、その者又はその者の遺族に配偶者退会一時金を支給する。

(配偶者退会一時金の額)

第10条 前条の規定により支給する配偶者退会一時金の額は、その者が納付した掛金に相当する額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

第3節 表彰給付

(給付の対象)

第11条 次に掲げる者が、毎年4月1日現在において、同日以前引き続き1年間、医療給付を受けなかった場合に記念品を支給する。

- (1) 60歳以上の退職会員（60歳以上の配偶者がいる場合、その配偶者も医療給付を受けなかった場合に限る。）
- (2) 60歳以上の配偶者会員及び継続会員

2 前項に定める給付は、給付の対象とされる者が60歳に達する日の属する月の初日（60歳を過ぎて65歳までの間に給付を希望した者及びその配偶者は、その希望した年齢の属する月の初日）から適用を開始し、資格を喪失するに至った日（70歳に到達した日、1日生まれは、前月末日の日。）の属する月の末日をもって終わるものとする。ただし、60歳を過ぎて65歳までの間に給付を希望した者及びその配偶者は、その希望した年齢の属する月から起算して10年後の応当日の属する月の末日（1日生まれは、前月末日の日。）とする。

第3章 その他事業

(事業の種類)

第12条 この規程に定める給付のほか、定款第4条に規定する事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定款第4条第1号における事業（公益事業）
青森県内において、「文化」、「教育」、「福祉環境保健」、「スポーツ」等の様々な分野での活動に対して助成
- (2) 定款第4条第2号及び第3号における事業（福利事業）
 - イ 国内及び海外視察研修旅行の助成
 - ロ 互助会報の発行
 - ハ この法人が指定する通信教育講座等の受講助成
- (3) 定款第4条第4号における事業（賃貸事業）
この法人が所有する土地を駐車場として賃貸

2 この事業の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 雑則

(給付の決定)

第13条 この規程に基づく給付は、その権利を有する者の請求等に基づいて、理事長が決定する。

(給付の方法)

第14条 前条の規定により決定された医療給付及び退会給付は、権利を有する者の指定する金融機関の口座に振込み支払いとする。また、表彰給付については、現物支給とする。

(給付の制限)

第15条 この規程により給付を受けるべき者が、次の各号の一に該当する場合は、給付の全部又は一部を行わない。また、既に給付が行われているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 給付の事由が犯罪行為により生じさせたものであるとき。
- (2) 給付の事由が故意に生じさせたものであるとき。
- (3) 給付の請求が虚偽又は不正により行われたとき。
- (4) 掛金の払込みが所定の期日までに行われなかったとき。

(第三者の行為に伴う制限)

第16条 給付の事由が、第三者の行為によって生じたものであるときは、その第三者による損害賠償の範囲を限度として給付を行わないものとする。

(時効)

第17条 この規程に基づき給付を受ける権利は、その給付事由が生じた月から起算して2年間行わないときは、時効によって消滅する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、一般財団法人青森県市町村職員福祉互助会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人青森県市町村職員福祉互助会給付規程は、この規程の施行日をもって廃止する。

附 則 (平成29年5月30日一部改正)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第1項の規定を適用する場合において、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、「5,000円」とあるのは「4,000円」と読み替えるものとする。

附 則（令和6年6月10日一部改正）

この規程は令和7年4月1日から施行する。